

鳥取縣公報

昭和十七年九月二十九日
第千三百七十二號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

○ 告示	二頁
● ゴム輪用車輪販賣價格	二頁
● 統制外肥料販賣價格	三頁
● 産婆名簿登錄訂正者	三頁
● 被保險者證無効	三頁
● 蠶業取締所黒坂出張所事務所移轉	四頁
● 度量衡器計量器第一種取締執行	四頁
● 薪ノ販賣價格改正	五頁
● 小作料統制認可	六頁
● 縣會議員補闕選舉當選者	七頁
○ 彙報	八頁
● 十月三日より八日まで軍人援護運動	八頁
● 滿洲開拓と教育及衛生	九頁
● 陸の荒鷺志願者の手引	二頁
● 其他	四頁

告示

鳥取縣告示第六百三十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣自轉車卸商業組合

鳥取縣自轉車小賣商業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於ケル自轉車並同部分品及附屬品ノ卸賣又ハ小賣ヲ業ト爲ス者

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年九月二十九日
第千三百七十二號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

三 統制令第三條第二項又ハ第三項ノ類ニ代ルベキ類及其ノ實施ノ日

(イ) 類

石川縣産ゴム輪用車輪(タイヤ、チューブ無シ) 單位一輛	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
荷車用貫通心棒付ノタイヤ取付得ルモノ	五五、九〇	六七、〇八
同	幅二、五吋同	五二、二六
同	幅三、五吋同	六二、七一
同	幅二、五吋同	五〇、一二
同	幅三、五吋同	六〇、一四
同	幅二、五吋同	三九、五一
同	幅三、五吋同	四七、四一
同	幅二、五吋同	三四、八三
同	幅三、五吋同	四一、七九
同	幅二、五吋同	三一、二一
同	幅三、五吋同	三七、四五

鳥取縣告示第六百三十三號 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル統制外肥料ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一、塵芥燒却灰最高販賣價格	鳥取縣知事 土 肥 米 之
規 格 單 位	卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格
水溶性加里一、〇%以 正味十貫以又ハ俵八	圓 圓
二、配合肥料荷粉最高販賣價格	一、〇〇 一、一〇

規 格 (保證成分量)	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
アンモニア性 可溶性磷酸 水溶性加里	全量	全量	全量
磷酸 全量	全量	全量	全量
加里 全量	全量	全量	全量
正味十貫以又ハ俵八	圓	圓	圓
三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
二、五	二、五	二、五	二、五
二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
一、五	一、五	一、五	一、五
一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
〇、五	〇、五	〇、五	〇、五
〇、二	〇、二	〇、二	〇、二
〇、一	〇、一	〇、一	〇、一

三、本表價格ハ縣下省線各驛又ハ直通運帶社線各驛著ホム渡價格トス

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

昭和十七年九月二十九日

前記ノ受渡場以外ニ於テ受渡ヲ爲ス場合及小口轉送ノ場合ハソレニ要シタル運賃實費ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

五、本表規格ニ該當セザル配合肥料荷粉ニアリテハ左ノ成分單價口錢率及其ノ他ノ費用ニ依リ算出シタル額ニ依ルモノトス

成分單價 (一%當)

有機態窒素	アンモニア性 窒素	可溶性磷酸	水溶性加里	備 考
一、一九	〇、一八	〇、一三	〇、二五	正味十貫
口錢率 (正味十貫當)				

仕入價格	一圓以下ノモノ	卸 五錢	小賣 一二錢
同	三圓以下ノモノ	同 七錢	同 一七錢
同	八圓以下ノモノ	同 一〇錢	同 二三錢
其ノ他ノ費用 (正味十貫當)		〇、六五	

鳥取縣告示第六百三十四號

產渡登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之 前本籍 鳥取縣八頭郡中私都村大字上津黒四三番地

新本籍 鳥取縣鳥取市吉方六四〇番地ノ一

舊氏名 衣笠 喜代子 新氏名 森 脇 喜代子

昭和十七年四月十日婚姻ニ依リ本籍並前姓衣笠ヲ森脇ニ變更ノ爲同年八月三十一日付名簿訂正方出願ニ對シ同年九月十日訂正

鳥取縣告示第六百三十五號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場專業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル日
鳥とも 一一	豐 國 長 政	鳥取市今町一丁目 鳥取製粉有限會社	一七、八、一
鳥たち 一四二	山 本 惠	鳥取市立川町二丁目 第一精工株式會社	一七、六、一五
鳥ひは 一五四	三 木 幸 久	鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社	一七、八、三
米かふ 五五	藪 中 伸 生	米子市東町九九 勝 田 鐵 工 所	不 明
米いは 五六〇	近 藤 清 三	米子市祇園町三丁目 株式會社米子造船所	一七、九、五
氣いし 一六三	山 下 滋	氣高郡寶木村因州製紙株式會社寶木工場	一七、六、六

東くく 三四 藤井國義 東伯郡吉野吉貨物(一七、三、〇) 自動車運送有限公司
 日わ 二三五 坪倉英應 日野郡多里村 日本クローム工業(一七、五、上旬) 株式會社若松鐵山
 鳥なな 一六 澤 佐太郎 鳥取市川外大工町 所不明
 中 原 鐵 工 所

鳥取縣告示第六百三十六號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證
 中左ノモノハ之ヲ無効トス
 昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所所在地並名稱 無効トナリタル者

職鳥にに 沓野田文藏 鳥取市東町日本生命 不明
 職鳥とち 九 椋谷正人 鳥取市東品治株式會社 一七、三、三
 職鳥まい 一 衣 服部モト子 鳥取市東品治町六ノ六 一七、七、三
 職鳥さい 一 中尾鐵雄 鳥取市若櫻町山陰 一七、八、元
 職鳥まい 一 六 宮崎茂子 鳥取市東品治町 一七、八、三
 職鳥まい 一 高濱吉太郎 同 一七、八、二〇

鳥取縣告示第六百三十七號

蠶業取締所黑坂出張所事務所ヲ左記ノ通移轉セリ
 昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

新事務所ノ所在地
 日野郡黑坂町大字黑坂千貳百四拾五番地ノ二
 舊事務所ノ所在地

鳥取縣告示第六百三十八號

日野郡黑坂町大字黑坂千貳百四拾五番地
 度量衡法施行令第十四條ニ依リ岩美郡内蒲生村外九ヶ町村度量衡
 器計量器第一種取締左ノ通執行ス
 昭和十九年九月二十九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

検査期日 器物提出時限 検査執行區域 検査場所
 昭和十七年 自午前九時 蒲生村 蒲生村特設度量
 十月七日 至午後參時 衡検査場
 同 十月八日 同 岩井町 岩井町同
 同 十月九日 同 小田村 小田村同
 同 十月十日 同 本庄村 本庄村同
 同 十月十一日 同 浦富町 浦富町同
 同 十月十二日 同 浦富町 浦富町同
 同 十月十三日 同 浦富町 浦富町同
 同 十月十四日 同 網代村、大岩村 大岩村同
 同 十月十五日 同 福部村 福部村同

鳥取縣告示第六百三十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル薪ノ最高販賣價格
 左ノ通指定ス
 昭和十七年三月二十七日鳥取縣告示第五百一十一號ハ之ヲ廢止ス
 昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種別	規 格	單位	生産者庭先又ハ工場渡最高販賣價格	最終持込最高販賣價格
堅 薪	一尺二寸上	圓	二二〇	二七〇
同	一尺六寸上	圓	二八〇	三三〇
同	一尺二寸上	圓	三九〇	四五〇
同	一尺六寸上	圓	五〇〇	五八〇
同	一尺二寸上	圓	一九〇	二四〇
同	一尺六寸上	圓	二五〇	三〇〇
同	一尺二寸上	圓	三三〇	三九〇
同	一尺六寸上	圓	四三〇	五一〇
同	一尺二寸上	圓	一七〇	二二〇
同	一尺六寸上	圓	二四〇	二九〇
同	一尺二寸上	圓	三一〇	三七〇

一 本表ニ掲グル種別ハ左ニ依ルモノトス
 (イ) 堅薪トハ檜、檜、樺又ハ此等樹種ヲ混淆シテ調製シタル薪ヲ謂フ
 (ロ) 雜薪トハイニ掲グル樹種以外ノ雜木又ハ之トイニ掲グル樹種トヲ混淆シテ調製シタル薪ヲ謂フ
 (ハ) 松薪トハ松又ハ之トイニ掲グル樹種トヲ混淆シテ調製セル薪ヲ謂フ
 (ニ) 屑薪トハ製材ニ依リテ生シタル屑材ヲ以テ調製シタル薪ヲ謂フ
 (ホ) 瓦斯用堅薪、雜薪ハ夫々イ及ロニ準ズルモノトス
 二 縣外移出薪ノ產地最寄驛貨車乘渡價格ハ本表最終持込最高販賣價格ニ依ルモノトス
 三 西伯郡弓濱部(米子市ヲ含ム)市町村ニ於テ販賣スルモノハ堅薪、雜薪、松薪ニ在リテハ一把ニ付五錢柴木ニ在リテハ十貫ニ付十五錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

00021

四 堅薪、雜薪、松薪、屑薪ニシテ長サ一尺二寸又ハ胴廻二尺五寸ニ滿タザルモノ、價格ハ長サ三尺胴廻二尺五寸(屑薪ニ在リテハ長サ二尺胴廻三尺五寸)ノモノヲ基準トシ体積割合ニ依リ算出シタル額ノ八割トス

◆鳥取縣告示第六百四十號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左記ノ通小作料統制ノ件認可セリ

昭和十七年九月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 認可年月日 昭和十七年九月二十九日

二 申請シタル農地委員會

- 入頭郡國英村農地委員會
- 西伯郡大高村同
- 入頭郡佐治村同
- 同 散岐村同
- 岩美郡米里村同
- 同 宇倍野村同
- 同 小田村同

- 同 大茅村同
- 西伯郡手間村同
- 入頭郡河原町同
- 氣高郡小鷲河村同
- 岩美郡倉田村同
- 氣高郡寶木村同
- 岩美郡蒲生村同
- 同 大岩村同
- 同 本庄村同
- 日野郡日光村同
- 同 石見村同
- 同 米澤村同
- 同 福榮村同
- 同 江尾村同
- 氣高郡鹿野町同
- 同 正條村同
- 同 吉岡村同
- 同 勝谷村同
- 同 中鄉村同
- 同 日置村同

00022

- 日野郡山上村同
- 同 神奈川村同
- 同 日野村同
- 氣高郡神戸村同
- 日野郡多里村同
- 氣高郡勝部村同
- 岩美郡東 村同
- 同 津ノ井村同
- 氣高郡瑞穂村同
- 同 明治村同
- 岩美郡面影村同
- 日野郡大宮村同
- 氣高郡末恒村同
- 西伯郡天津村同
- 同 法勝寺村同
- 岩美郡成器村同
- 日野郡八郷村同
- 氣高郡大正村同
- 日野郡根雨町同
- 氣高郡美穗村同

三 農地ノ所在地番、地目及面積

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並右申請各町村役場ニ備置ク)

四 認可ヲ爲シタル小作料種別額及減免條件

別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並右申請各町村役場ニ備置ク)

選 舉 告 示

◆選舉告示第二十六號

昭和十七年九月執行縣會議員補選選舉西伯郡選舉會ニ於テ左ノ者當選セリ

昭和十七年九月二十六日

縣會議員補選選舉西伯郡選舉區選舉長

地方事務官 山 本 傳 藏

鳥取縣西伯郡夜見村四百九拾壹番地

松 本 芳 登

00023

彙報

軍事郵便差出しの奨め

十月三日より軍事援護運動實施 八日まで

(社會課)

支那事變が大東亞戰爭と發展して以來、吾等が郷土から出動してゐる陸海軍人並に軍屬各位の活躍の地域水域は急遽に擴大し、且つ支那事變以來久しきに亘つて皇國の爲に奮闘せられてゐる人々も極めて多く、吾等は偉大なる皇軍の戦果に感謝感激に堪へぬと共に、出動者各位の辛勞を想像して衷心よりその慰安に努めねばならぬと痛感してゐるのであつて、銃後の各位がこの爲に種々努力して居られることは信じて疑はぬところである。

しかし何といつても遠く異域にあつて彈雨と瘴癘の中に生死を賭して奮闘せられてゐる方々に於ては、郷土の近況を記した慰問状ほど嬉しいものはないのであつて、現地に郵便物の到着した時澤山の分厚い書状を受取つた人々の喜びに較べて、配られた手紙

が極めて少かつたり、或は皆無である場合の方々の心淋しさ失望さを思ふと、銃後の吾々はまことに濟まない次第である。それは銃後の吾々としても、心には思ひながらも多忙にまぎれてはつい慰問状を書く回数も不覺に減少し勝ちであることもあつて、申譯ない場合も多い。

従つてこれに對しては各種團體や學校等でその機會を作り、又督勵の途を講ずることは極めて有効な結果を得ると思はれるからこれらの團體・學校等に於てはあらゆる機會方法によつて、その促進に努められるやう切望に堪へぬ處である。

今その主なる方法を考へて見ると、常會・婦人團體・軍人會・翼贊會・壯年團・銃後奉公會等が主体となつて、自ら一定時或は臨時に慰問状を差出すと共に、折々團體員に差出し勸告の印刷物配付又は勸奨口達をするもよく、特に毎月の大詔奉戴日にあつては、各戸舉つて慰問状を差出すやう回覽板を廻すとか、會長組長等を委員として毎月常會に郵便物をその宅に持寄りしめ、取まとめて差出す等も一方法である。尙會長組長等は出動者の氏名宛所等を了知して置き、郵便物差出上の便に供する外、軍事郵便に關する質疑にも應じ得るやうにして置くこと一層便利である。

又學校等では既に何處でも實行されてゐるやうであるが、度々學童の慰問文や慰問画等を製作させて送付することはまことに効

00024

果多く、又學童を通じて一般家庭に勸奨せしめるのも良法である或は各種團體の勸奨に協力して學童をして、慰問状の蒐集等に當らしめることも一法であらう。中等學校・國民學校等で慰問用繪葉書等を募つて、これを隣組等に配付し慰問状として差出さしめることも有効である。

尙學校會社工場等で講演を行ふとか、映画館・劇場・各種講演會等の際簡單なる講話をする等も一方法である。

去る昭和十三年十月三日、畏くも 天皇陛下より軍人援護に關する勅語を御下賜遊されたる聖旨を奉戴し、軍事保護院では大いに軍人援護の精神昂揚を圖ると共に、官民協力銃後奉公の完璧を期して、十月三日より八日までこれが強調運動を展開することとなり、本縣ではこれに即應して祈願祭(十月三日午前十時縣下官國幣社)慰靈祭(十一月月上旬遷喬校)傷痍軍人接遇協議會(各警察署毎)雇傭主懇談會(縣下數ヶ所)激勵慰問打合會、商工奉仕委員活動促進協議會(縣下數ヶ所)勤勞奉仕の適正實施、慰問文發送、慰安會、映画會、二名以上戦死家庭表彰式等を行ふ外知事談發表、ラジオ放送等が行はれ、又各市町村に於ては學校官公衛會社工場各種團體等と連絡して勅語奉讀式(三日)在所默禱(三日正午)祈願祭、慰靈祭、感謝電報打電、戦歿者墓地清掃參拜、

軍人援護強化祈誓大會、軍人の勳功事績調査發表、戦歿軍人遺品展覽、慰問文慰問品發送、遺族家族激勵慰安會、銃後奉公運動會、傷痍軍人遺族修養會、就職輪旋處雇傭主懇談會、歸郷軍人銃後奉公祈誓大會、軍人援護勤勞奉仕の實績檢討並に計畫樹立、銃後美談調査、善行者表彰其の他につき適宜具体案を立て、實施し、或は期間中強調日を設定する等により、實情に即して實施しその實効を擧げることになつてゐるのであつて、各位はその趣旨を諒知して實施事項に協力すると共に、常に軍人援護の完全を期し、特に慰問状の發送については期間中一齊に軍事郵便を差出すばかりでなく、その後にも一層努力して單に一時的行事に終ることなく、持續的に出動軍人軍屬の慰安にとめられるやう切望する次第である。

滿洲開拓と教育及衛生

(社會課)

滿洲建國茲に滿十周年。我が國が滿洲國を正式に承認した記念日である去る九月十五日には日滿兩國の首都を始め各地で輝しい慶祝式典が擧げられ、兩國一体不可分の關係の下に建國以來着々

として國礎を固うし、隆々たる現在を築いた十周年を祝賀すると共に、益々協賛一致して東亜大共榮園の基幹たるべき誓を新にしたことは衆知の通りである。

洵に滿洲建國は大東亜新秩序建設の第一歩であつて、さらに又世界史の新たな時代の出發點であつた。我が皇國日本は今や諸國家諸民族を率ゐ、獨伊等の歐洲諸國と共に新しき道義に基く世界の創造に挺身してゐるのであつて、この大業完遂に當つて滿洲國の役割は決して單に共榮園の一環たるに止まらず、何處までも大東亜の中堅として共榮園の廣域を大團結する基幹たるべきものである。滿洲國の健全なる發達こそは大東亜共榮園一進んでは世界新秩序建設の鍵であるのだ。

而してこの滿洲國の健全なる育成は實に我が大和民族に課せられたる大使命であることまた言ふまでもない。それは過日建國十周年式典に當り、滿洲國皇帝陛下の同國民に下し賜へる勅語の中に、「天照大神の神祇ト 天皇陛下ノ保祐トニ頼リ……………親邦ノ仁義援助ト爾有司眾庶ノ至誠奉公トニヨリ以テ今日有リ」と仰せられたに見ても明かである。

滿洲國の使命は精神的に日滿一体不可分五族協和の理想を實現すると共に、經濟的には今後いよ／＼開發せらるべき大資源による重工業の諸部門に於て大東亜の一大據點一大支柱となり、又豊

00025

饒肥沃な土地による大東亜の穀倉となることであるが、それにつけてもわが滿洲開拓民の重責を思はずには居られない。まことに滿洲開拓は大東亜建設の根幹として、日本帝國國民に與へられた大任務であつて、同時に我が皇國の農業、小にしては郷土の農村を益々發展せしめる大乘的な意義深い仕事である。

もとより郷土の農村に留つて増産に精進することも大切ではあるが、元來面積に比して過剰な農民を擁する現下の農村、一戸當り一町歩にも滿たぬ耕作面積に悩まねばならぬ農村としては、この農民中より農耕の經驗に富み日本農道精神に生きる人々が、敢然起つて滿洲開拓民として進出することこそ、郷土を進め友邦滿洲國を進め、大東亜の根基を固める聖業翼賛の道であることを銘記せねばならぬ。切に切に各位の躍進を祈つて已まないのである。

滿洲開拓地や開拓民の現状、並にその將來性については度々記したが、さていよ／＼決意して郷里を後に渡滿の壯途につかうとすると、そこに種々な拘りごとも起つて來るものであるが、中でも子供の教育といふことはその重大な一つであらう。これはまことに子の親として、特に日本人として當然の關心事といはねばならぬ。

00026

滿洲國では昭和十二年に治外法權が撤廢されて、日本人は滿洲國の法治下に生活することになつたのであるが、しかし教育と神社に關しては當分日本が擔當することになつてゐる。これは日本が大東亜の中樞となつて大東亜の國々を指導して行く上から、是非必要なことであつて、開拓民が崇高なる日本精神を堅持して滿洲國人と固く手を握りつゝ滿洲を立派な共榮園の樞軸たらしめるためには、教育を日本で握つてゐるといふことは極めて肝要なことといはねばならぬ。

開拓地の國民學校は外務省の在外指定學校となるのであるが、滿洲では日本人だけで學校組合を形成して、この學校組合が國民學校を經營することになる。そして學校組合の支部は開拓團であるから、開拓團が委託經營によつて國民學校を經營するわけである。開拓團が經營する學校であるから内地から教員が轉任することも出来、先生の恩給もそのまゝ通算され、分村するやうな場合には内地の母村に校長を置いて、滿洲の分村には次席の訓導を以て校長とするといふことも出来るわけである。

開拓團では二里四方もある開拓地の中央に學校を造り、寄宿舎を設け、下級生は寄宿舎に入れて土曜日に父兄が馬車や櫓で迎へに行つて家に連れ歸り、月曜日の朝は又馬や櫓で學校に飯るといふ状態である。

次に一般に心配されるのは衛生であるが、滿洲はどちらかといふと健康地であつて、風土病もあるけれどもそんな土地には入植地はつくつてなく、たゞアミイバー赤痢があつてその病原菌を飲むと下痢するが、内地の赤痢のやうに恐ろしいものではない。

開拓地には診療所を設け、又病院をも造ることになるのであつて、追々普及しつゝある。これには補助金や滿洲拓殖公社の低利資金借入等の方法もある。五ヶ年間は醫者も拓務省の補助があり薬も五ヶ年間は補助金があつて極めて低廉で入院も出来、お産も出来る。

出生率は相當多いのであるが、乳幼児の死亡も相當多い。これは勞働で忙しいのに家に老人が居ないため、育児が不十分になることが大きな原因であつて、これが爲老人の渡滿は非常に喜ばれるのである。又産婆は開拓地に二三人位居るが益々必要なので、開拓民募集に當つては主人はあまり農業は出来なくても妻が産婆をするやうな人は優先的に採用されてゐる。

尙病氣といふわけではないが滿洲に行くといふ一般にかゝるものに屯墾病がある。一種の懷郷病であつて日本人なればこそ確る病氣である。義勇軍の青少年など盛に手紙を書いて滿洲の不平を述べ悲觀的な通信をするが、この屯墾病の悲觀的な便りを見てすぐにこれをその儘信じて仕舞ふことは慎まねばならぬのである。これ

石川啄木は

こゝろよくわれに働く仕事あれ

それをしとげて死なむと思ふ

とうたつたが、まことに満洲開拓こそは我が國農民のこゝろよく働き得る最も意義深い道である。

もとよりこの時局下、こゝろよく働きうる仕事は山ほどあるのであるが、皇國日本の發展の爲に極めて重要な仕事で、しかも農民として自己並びに子孫の繁榮を確保し、なほ郷土農業の閉塞せんとする耕地不足に融通性を與へて、輝かしき將來性を打開進展せしめる満洲開拓への道こそは、何といつても日本農民としてこゝろよく働き得る道であると共に、生來の農民ならぬ轉職者諸君としてもまことに意義深き、そして將來の幸福を期待し得る有望な仕事である。

これらの日本人は決して小さな郷土愛に踟躇して、生れ故郷を離れ難く思つてゐる時でない。支那に南洋に大いに雄飛して、尊い郷土の血を流して確立しつゝある大東亞を育て上げて行かねばならぬのであるが、最も手近く大東亞の基底たるべき滿洲國育成爲に、翼くば多數の各位が奮然起つて大和民族の根を張られる

陸の若鷺志願者の手引

—願書締切は十月三十一日—

(社寺兵事課)

陸軍に少年飛行兵(元は少年航空兵と呼ばれてゐた)制度が布かれてから十年、今事變では早くも多數の少年飛行兵が我が航空部隊の中堅となつて華々しい手柄を擲つてゐる。

前には海を制する者は世界を制すと言はれたのであるが、今日では空を制する者は世界を制すと言ひ換えられてゐるのである。左程一國の航空兵力と云ふものは益々重要となつて來たのであり、將來共更に充實して行かなければならないのは當然のことである。

此處に本年度に於ても多數の有爲な少年飛行兵を養成するため其の募集が開始せられたのであるが、今此の少年飛行兵を志願する人達の手引として其の概略を記すこととする。

◆陸の若鷺◆

先づ十五、六、七歳位の少年を採用し、將來陸軍航空部隊の優

れた幹部とするために相當長い期間教育するのである。進級は單なる志願兵や徴兵に較べると大變早くなつて居り、大概の者は入校後十年足らずで將校に進み得る途が開けてゐて、現に昭和九年に入校した者は大多數が少尉候補者として航空士官學校に在籍してゐる。

又國民學校卒業後、家の都合で上級學校に進み得ない有爲な少年達のためにも、全然費用が要らないばかりか月々手當まで支給されて立派な教育を授けられ、其の上出世の早い此の制度は一般から歡迎されてゐる有様である。

◆少年飛行兵の進路◆

此の少年飛行兵となるためには先づ東京陸軍航空學校の生徒になるのであつて、此處で一年間中學二、三年程度の普通學や、幹部として大切な軍事學や教練等を受けるのである。更に卒業後は操縦科、整備科、通信科とそれゝ適性に依つて専門の學校に入校し、此處で二年間みづちりと専門の教育を受けるのである。

此の中初めの一年は矢張り生徒であるが、後の一年は上等兵となつて「少年飛行兵」と呼ばれ、卒業後は各飛行隊に配屬され、半年經つと下士官に進級する。其の後は進級も早く少佐、中佐にどん／＼と進み得る途が開けてゐる。

◆どう云ふ風に志願するか◆

それではどう云ふ風にして志願すればよいか、それは本縣では鳥取聯隊區司令部に直接行つて志願票を貰ふか、或は「東京陸軍航空學校生徒の志願票を送つて下さい」と書き、四錢切手を入れて申込みを送つて貰へることになつてゐるから、此の志願票に必要なことを書込んで戸籍抄本と一緒に受験希望地の聯隊區司令部宛に送ればよいのであつて、本縣では聯隊區司令部所在地たる鳥取から試験が行はれることになつてゐるので、鳥取聯隊區司令部宛に申込みばよい。

志願票には甲の表と乙の表とあつて何れも○印のところだけ自分で書くのであるが、甲の裏面は身体検査表になつてゐるから此處に氏名と生年月日を書き、それに満何年何月と書く。若し昭和二年一月生れたつたら「滿十五年一ヶ月」と書き、又大正十四年九月生れたつたら「滿十六年五月」と云ふ風に記入するのである。職業の書き方は、學校卒業後であつたら手傳つてゐる家業の、例へば「農業」とか「雜貨商」と書き、又工場に働いてゐるのだつたら「機械工見習」とか「印刷工」とし、商店に奉公してゐるのだつたら「金物商店員」とか「藥種商店員」と云ふ風に書けばよい。

希望分科欄には、航空學校を出てから操縦科、整備科、通信科と進路が三つに分れてゐるから、其の中自分が一番望むものから

00029

順番に書くのである。

本年の志願書締切は十月三十一日であるから、必ず父兄に相談して許して貰つた上で成るべく早く志願するやうにすべきである

◆ どんな人が志願出来るか ◆

之は年齢と學力と身体の條件さへ備はつて居ればよいのであつて、年齢は大正十四年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生れた者、學力は國民學校卒業程度の者で滿十四年以上滿十五年までの者は身長一・五〇米以上、体重三九瓩以上、胸圍〇・七二米以上、滿十五年以上滿十六年までの者は身長一・五〇米以上、体重四一瓩以上、胸圍〇・七三米以上、滿十六年以上の者は身長一・五〇米以上、胸圍〇・七四米以上あればよい。又視力は眼鏡をかけない者は〇・六以上ならばよく、近視や遠視、近視性亂視、遠視性亂視の者でも兩方の視力が〇・三以上で、所謂二十度の眼鏡をかけて〇・八以上に見えればよいのである。

◆ ◆

以上大体のことを掻いつまんで述べたのであるが、尙ほ此の外に分らぬことがあれば、鳥取聯隊區司令部又は東京市芝區田村町一ノ三日本飛行協會航空相談所に通信料を入れて問合せれば親切に教へて呉れることになつてゐる。

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍地、住所不詳
- 一 性別及年齢、氏名、職業 男子 遍路 山崎音松 推定年齢六十五六歳
- 一 相貌 丈五尺一寸位、瘦方、丸顔、頭髮丸刈、色淺黒シ 頭髮濃右足少シ不自由
- 一 所持品 笈台及小米絆單衣、白衣單衣各一、竹皮笠一個、杖二本、納經二冊但シ山崎音松ト記入シアルモノ
- 一 死亡場所及日時事由 昭和十七年八月三日午後六時頃勝浦郡多家良村大字飯谷字上里壹番地先勝浦川(通稱大歸遯師河川ニ於テ溺死裸体ノマ、
- 一 假埋葬場所 勝浦郡多家良村大字飯谷共同墓地
- 一 取扱者 徳島縣勝浦郡多家良村長
- 一 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年九月二十九日印刷
昭和十七年九月二十九日發行

發行 鳥取縣 鳥取市 東町 縣
鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 古海
印刷 鳥取刑務支所